

別紙1(甫喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1の(3)の②(エ)関係

甫喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務の植生調査に必要な資格について

1 自然植生調査の実施に必要な要件

植物の生育状況調査等の実績を有するもので次のいずれかに該当する者。

た、調査の遂行に必要な組織人員を有していること。

- ①技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士とし、技術部門を建設部門の建設環境又は環境部門の環境影響評価又は総合技術監理部門(選択科目を建設環境又は環境影響評価とする者に限る)とする。
- ②一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「建設環境」とする。
- ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「建設環境」とする。